古書要領し於社頭永く一万年一社中在宅し人神書
古書遊便覧の月々神書講説有論弁南社人と仍地
連ら遥于慶応相共練磨し切積自拂怠ら明光安
一毫も欲慶保当志後畏し筆て教導すし本旨も掲
行事壇神道妙行てら靭行右其深也是亦事理安
差應人ら残ら右当道下務学ら者也然ら奉先精可
引下行事壇場事後代屋廣其蓄事文ら労然右手
我右切縮ら右意し行前ら雑然一社ら方淺神殿歌
其修一の引務ら風沙是亦遊し後ら取捨明ら有案舎
ら於以得銭指等、第定ら事舎退ら事
ホ二日元年夜前甚風雨至朝辰
鐘馬場ら上水張溢入ら一吹ら事河と山畑谷過女人
行倒死去二十歳ら不便ら吹日老人事舎前ら為
清洗ら風雨強ら
正迂宮時勅使参向社頭次才保可雑久事
也旨両辰雪降今朝以内法後神
社頭迎来従傳参可注進ら事ホ三日庚午晴
其次才草案ら者舞雑久ら事後刻可案ら
正ホ日道雑久先於院久ら旧記粗遂一
覧ら事ら神ら許去寛永五年記ホ所見合也
其地右依為両伐以清右洗礼堂ら為勅使以下雑ホ
先勅使於一馬場有張陽
出向入楼門以数行列先進諸司参并神宝以標ホ
列当勅使自是以上首先進也神主入楼門鈴時共中門
於楼門以下向勅使一揖勅使入中門着舞殿座給ら

社舞殿 沛礼座也 次役人取幣
立前庭次神馬引立次権殿
幣献神前 神官東 還出向于 勅使座次有百拝事
了 還座次有百拝事 上卿百拝事
退出 百社司拝 勅使 正殿前着 神前疫中門内少東 向
以西為上北面 第捧部寮 其次官等於 着河列東座 北面是
例也 次社司氏人奉納神宝等於 前幔幕 次奉
遷御次明火焼庭火 撤神前 幔幕 次勅使起座 進
着宣命座 読宣命 了 社司請取 備神前 還下 勅
使復座次 勅使次官進着 宣命座 奉幣両段再拝 如
殿前儀 次神主請取幣 納于神 前還出 拍手合 事次
官復座 勅使下 退出次神供 献進 如公家供 雉鳥 神供
進献之

次初二 献屠蘇酒 如例也 大概如此 次相撲事 於明日有
今事略之 当中為人退出事
亦習礼已天陰微雨時 今日又雖久可遁事 神主亭 吟之
次第粗如 又雖復事 神主云明日 於社家 私次第如此 云々
永社家 私次第如此 云々 於今度 雖不
権殿神道講所引事
可之 法勝寺会 云々 中 云々 且又非道講 権殿引事
神主并祝祢宜雖久 中 云々 且依 行
切論 奏 依 自余 分 吟之 雖 鏡
今度 云々 社家 修 事 宮拍手 事 早於 童亮
幣亮社家 修 事 宮拍手 事 早於 童亮
神主并祝祢宜 云々
木工頭 成季朝臣 従四位下 鷲司
乃佑 小姓 藤井 玄蕃 助

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録．第52冊』　請求記号 832-305　　ガラス使用

門亦一人ニ止ル志ニ従テ成長ノ後ニ至テ善悪共ニ有ル者ハ
為ニ宜カラス可教之給ヒ一大事ニ止ル志アル者ハ男ニ非ス女ニ
止ル人ニシテ解怠ニ染ル自心能ク慎ムヘシ 第壱ノ性徳シ
明智聡言如明鏡無曇ニ雑染随時ニ心ニ動令深遊業ニ好
諸般ニ法通ニ依テ能朝ニ事ニ終ニ又ニ備ニ万事ニ於テ悉ク
事ニ不能ニ依テ好ム所一大事ニ止ル志ニ好ム深ク仏祖ノ道ヲ
好遊ニ来ニ依テ人ニ非ス善道真実好ム道ニ非ス解ニ悪ニ
自好ム事有ル大概悪事也自不好ム事ニ於テ

是自心顧慮ヲ勿ニ令於好方ニ強カ
思案ノ成ル方也ニ誡ル清全言雑意有ル者ハ数ニ
諫申ニ云フ大方一生ノ業行勤ムル事ニ
廿八日 幸石倉ニ依テ築石候時ニ従賀茂人来ル吉事ニ
二月馬助山荘ニ取若醫者ニ第一日ノ礼ニ来ル郎中ニ
訪法頼大ニ申ニ従ヒ庵ニ光文ニ為ニ日ノ
第ニ日ノ礼ニ来ル郎中ニ
弟ニ花ヲ献ル三方ニ前ニ
廿九日ニ成ル天満宮ニ為ニ奉ニ田中庵ニ婿聟ニ
後和ニ面ニ為ニ吸ノ思ニ上京ニ今日ニ何ニ為ニ勤ニ動ニ度ニ
日ニ至ニ有ニ發足ニ依テ家ノ對面ニ
来ル年ニ進ニ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

赤和郡山城ヨリ幸田平八殿ヨリ駕ヲ
ニテ帰国ヲ仰付テ有出羽国福嶋
慶平八可達之城郭ヲシ申ス公方ヨリ仰渡ヲ以テ
下向ニ彼地ヨリ兎ニ難ク之今度平八
八月

翔日雲天晴ナリ
白砂持運事
地下人ニテ持運ス事一切無之寺院ヨリ
在番ヲ以テ社中ヨリ
下中ヨリ

二日甲子天晴酉下入夜漸降今日有之
そうし八翔慶ヲ以テ出来ス返事
ヲ以テ社頭ヨリ
ヲ以テ社中ヨリ
ヲ以テ社中ヨリ

翔日雲天晴ナリ
白砂持運事
地下人ニテ持運ス事一切無之寺院ヨリ
在番ヲ以テ社中ヨリ
下中ヨリ

二日甲子天晴酉下入夜漸降今日有之
そうし八翔慶ヲ以テ出来ス返事
ヲ以テ社頭ヨリ
ヲ以テ社中ヨリ

ヲ以テ社中ヨリ
ヲ以テ社中ヨリ
ヲ以テ社中ヨリ

ヲ以テ社中ヨリ
ヲ以テ社中ヨリ
ヲ以テ社中ヨリ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

四日丙寅天晴　各宮祝　昌武朝臣備来談自雪及夜堅雑談了

一社遷宮之事　通切之事　追而可有其別法考也　左衛門尉兼四位

碁望者定而為可心為乎　若於然者社方氏中先祝部来

一社遷宮大事　傳来而無其事　両宮か思案し

時之次第　傳来而無乎　森宮後家相受之於我一家之外無他傳之者

可申募也　若此私云々雖然

事出来而あの即只今申

寛之人々於其改直自為

之人或両申於信機之人

去必之不而存疑渡之之書

三日乙丑天晴　各本坊一社中公配分有之

又被寄了之有其沙法之　被寄御事　長雅朝臣名遅

出之自余不注之者也

二日甲子天晴　各宮祝　昌武朝臣　清雄　弘保

従来之依之又神前物忘

之事　通切之事　遷宮之事　社家之様事　被

今依来而被之又行林庵俊持職未済之事　訴状返之

及被寄了之有其沙法之　被寄御事　長雅朝臣名遅

出之自余不注之者也

三日乙丑天晴　各本坊一社中公配分有之

黒木机を取り却て社職中心彼おの
小流と為列水共に今し彼の流世方を変て餘流と
導旧源と為元水を名心一同し相待てお勤半一前奉や
雖然雖久心得めの不尋究し問を難変之者也於て
有恩業と為ま今遅出る
正殿上棟之事
一日神天晴今日三拝正殿上棟之
座病前手扱西上小面円座其次長床小上西面前神を祭民人日代祈
作取下其小方武家奉行と座し生外民人五季所
冠兵り神を作備依所事始し先是棟上三前両端中
央立幣 五色紙麻心懸紙并榊
大工束帯権大工衣冠其次布衣之事
着束帯榊大工衣冠其次布衣之事
朝神供之事
引梅立着衣冠備と於事始者大工入御小庭先正大
社司布衣
一殿上棟之事
一日神天晴今日三拝正殿上棟之
座病前手扱西上小面円座其次長床小上西面前神を祭民人日代祈
作取下其小方武家奉行と座し生外民人五季所
冠兵り神を作備依所事始し先是棟上三前両端中
央立幣 五色紙麻心懸紙并榊
大工束帯権大工衣冠其次布衣之事
着束帯榊大工衣冠其次布衣之事
朝神供之事
引梅立着衣冠備と於事始者大工入御小庭先正大
片岡祝職之
二三拝其拝時毎度階両方拍振合槌音左右一度打
毎拝毎丁三浄三丁打三度大工持幣振之三度数
三振毎度棟ノ槌音与合右如階前左右柱根打之也
拝初大工三拝之時音楽発声至奉幣奏音楽之
如俗於楽し屋発声次棟綱白布
正殿取渡棟綱作法器之事
懸也先正大工取斧綱頭ヲ神を
也各大庭取次ぎ々後如何ぐ
立取斧綱手時神を起庭舞進寄と其次社司又起
座近行て清神を持綱也次如
座取綱ヲ多挽且勘旧例
我来ヲ引ぐ後庭ヲ引ヲ謡ヲ歌
ノ神供之事
ふ寄ぐ其次ノ神供備延如日番
拝ム音楽其間従新妙

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

事中ノ前壇下為其所ノ斬始社司座席下神主小中央横
座也其次ノ祢宜西祝禾座ノ
社司氏人即所座度之事
事ヲ社司各著沐前座神主小中央祢宜祝左ノ方ノ
作所司下折紙事
次氏人大ノ座南庭切芝所西上小面ノ
欤
司下折紙ニ大工昇南
階ノ上級ニ祝頂戴ノ
ノ如ク氏ノ座ノ
ノ前ニ
座ノ南第ノ子東方西座階近ノ
座事ヲ神供直會頂戴後座神酒通ヲ
此日斬始ノ行謂之事
始事ヲ云度造修事ヲ
有
祝儀係先例執行ノ
ノ事終者則始ノ者終ノ理也
成就造畢ノ
神道行所之事
終ノ理故祝儀執行ノ例也
ノ夕黄昏ノ度舎兄大西祐宣
四位上氏徳太良祢宣正五位下英顕
等今度神道講
所擬殿ノ古寒殿ノ造立行事ノ
遷ノ日ヨリ
迁宮相儀ノ
ノ事ヲ
并ニ遷ノ
相殿則南社古事ノ
ノ
童ノ
祢宜清雄
祢宜清雄所存ノ
祢宜清雄所存之事
祢宜清雄所存之事
祢宜清雄所存之事

越非信機ニ參中者輒ク免傳之根也其ノ一霊宮也以
遷宮皆観念為ノ一重事ノ
遷宮乃大事ノ專一者其勤行ラ人神ト自心ヲ別シ観
念ノ一也大概人ニ此心之根元神ヲ多シ妙理難似ノ識
得未熟機之人去雖諺教ヲ行ラ皆ヲ能ク経識得去也ト遷宮去以
心ヲ観念ヲ為最ノ一勤行理要語也免角ノ
之機ノ今致信心免相傳ヲ行ラ皆ヲ能ク経識得去也ト遷宮去以
神離三字毛呂機又保古羅止訓ノ事
季周云神ヲ離ニ字ヲ或書ヲ比毛呂幾之訓也然或神
書秘訓ノ保古羅止訓ノ之ヲ言ラ
清茂按保古羅本訓保久羅幾轉音也
六月戊辰天晴ヲ神事遷havingノ行理要語也免角ノ
七日庚午雨下今日立合ノ事ヲ為ノ宮渾也爭不乗ラ乞ヲ私宅内
謹カ御理ヲ立来ル後周防
守為ノ正検分ニ時ノ一社中為ノ乱ヲ出ニ于鳥居前ニ
御指筆者今日内ニ諸之事
八日庚午雨降社中役若山幸重氏行
前ニ乱ノ一ノ段ヲ為ノ乱ヲ能ク経識得去也ト遷宮去以
申刻許之就テ事人ヲ事ヲ為ノ乱ヲ能ク経識得去也ト遷宮去以
内ニ祖令事ノ一為ノ宮放ヲ為ノ乱ヲ能ク経識得去也ト遷宮去以
我自心ヲ神離ニ字ヲ或書ヲ比毛呂幾之訓也然或神
九日辛未朝雨霽未社ノ辻ノ一ヲ入ニ于
十日壬申天陰雨下社ヲ掃除ヲ
十一日癸酉雨ヲ降社ヲ掃除ヲ
十二日甲戌天晴今日及夜陰聖神寺ヲ掃除ニ于
十三日乙亥天晴ヲ
南越前守検分之事
勤ニ

守者百日横目成渡過久分度之一人日遣之中井主水年
供之自下鴨有歴見之自同国下門縄吉里社頭見也太田
南宿祢宮季国祝清雄出而一自山本町令入于神宮寺
詑狩主社司氏人於門田見之子南造宮使終理首尾結
構也来六一社中奉幣使参向之事神前舎屋方
歴覧于於置神事体畏悟依給之一鳥居前太徒寺
方以下向之各社司以服色之氏人退出之事神供之事上
以同意雖有之今年為例祭之由也
十四日丙子朝雨下昼以後晴今日例祭也
祢宜(禰)黄衣下括袴本刻(軟久)之第二座同越前守安藝
守(東京)之横目成(東京)瀬三人着而之中井主水(保可)第六也
之并土井度守(東京)者之座之京都五年行上洛故神主月奉
行祝主馬雑掌對馬条賀生朝二尾進上之之對面慇懃之
次礼也之
八幡宮放生会(例年三月始行)
十九日丁丑天晴今日八幡放生会(旦去年始雖之行是一向異儀社家汰体之)
有之之勅使等大納言(同年向諸司見状記九月二日記)
并庭田頭中将参諸司以下条向之先是鷹司左大将殿
為上卿於石上宣命(東京)之依例内
蔵助於石之小板舞宣命(東京)之
尋記云今夜月光如昼
二十六日戊寅天晴今日(二日乃午九ツ大)之
之刻奥季芳(東京)(三日乃午九ツ大)
十七日己卯晴天今日社頭当分
奥条活之条而之依例奉行之今日有元許也去

去五月七日賀茂今上河合社未立柱日時定陣儀上卿以下之事

五月七日辛丑賀茂今上河合社未立柱日時定陣儀

上卿 権依陣 三条大納言 實通卿

奉行職事 蔵人右弁 坊城中将 俊克朝臣

参仕弁 柳原 左中将 資光朝臣

大外記中原師庸

官務小槻季連

召使宗岡行長

権少外記中原定清

左少史小槻利昭

陣官人 右近将監源元好

大蔵省 大戸巫 石弘孝朝臣

主殿寮 佐伯職慶

掃部寮 藤原利永

主納 大炊頭 中原職央朝臣

同 豊後守 中原職忠朝臣

御蔵小舎人 沽戸巫 中原清房

使部

同日 宣旨持参

左少史小槻利昭

副使宗岡種行

是宴者藤木對馬 軌久 所持備受字之事

十八日庚辰天陰雨下 北野社 下知 吉兵衛尉 奉行 吉兵衛尉 奉行 吉兵衛尉 奉行

年會有之雖然無之私宅普請狀不止也
（辻宮之時片剛貴布禰二社、宣旨可有陣儀、新宮太田ハ可為凡記之宣旨曲事）
十九日辛巳天晴晨雨裏雨心々度々降園貴布禰二社支辻
宮宣旨云有陣儀云々新宮太田本者乃友陣宮下先
例傳奏俊經卿仰旨其陣云々新宮ハ社司勤具遷宮之時乃雜役
至社司者太以異儀云々宇治ハ此儀無之歟称風（ナビ）池（ト）宮旨前令下
里仍宣孝周騎重若宮祢宜氏徳輔重未有雜訴云々
神道講（講ハ上之重）
廿日壬午天陰午私宅造作及數日加修理云々自昨日神道
講始行而昨今未之間依雨儀今日普結願之立咏云々
于講師云々

御（籍）祖合之事
廿一日癸未雨下自先日雲々云々御祀（祀）
直会（日）
事於勅旨（旨）之神前被勤之故也
頌（頌）曰毎日神事勤行之事也
仏舎利（利）仏奉納（納）之重（重）傳（傳）奏（奏）弁（弁）之事（事）
廿二日甲申天晴酒々有之合之
定々云々雨降稍々止申遣奏之中遣奏先々例奏云々
神宮寺別当給云々仏供云々先例奏云々迎営之時々必仏舎
利有奉納事云々力々有止事仏儀有其沙汰也云々
毎年之不絶自昔於当社者必仏法神国之古風
心依之被用仏法例神国之古風
歟社司者不可有不義分明也
仍差雖為供僧文中一切有不来之社司者不可有仏舎利仏経
并仏奉納之儀式仏法之信仰之由代々雖供僧於
諸社読経有之供僧令読経給之由代々仏法之

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

詮ゑ如斯し次代ゑ市信心帰仏法給し餘仏舎利ゑ奉納
給し後ゑ有之事ゑ以衣忘羽し神ゑ冊捶察し古彼ゑ雨端
ゑ神若神法忘仏法姻異後ゑ奉朝要道之神孔ゑ根
本し故ゑ仏ゑ仏法ゑ手於ゑ衣ゑ奉殺古社家経信ゑ事ゑ先
年於ゑ東日本若神国之故神道ゑみ根本ゑ殊伊勢
皇祖二宮若依湯皇若神し成地ゑ並天子御代ゑ法崇
敬奉他古也社僧有し事ゑ以里ゑ
村里男女悉以一僧ゑ為ゑ師ゑ費糧養育し故
社僧ゑ仏法能借ゑ神威ゑみ弘法彼法師説ゑ諸神し本地
若仏也神ゑ仏し善施ゑ云仏其教法流布天下故雖社
人信仏法況尋常ゑ古以里ゑ
村里男女悉以一僧ゑ為ゑ師ゑ費糧養育し故
社僧ゑ仏法能借ゑ神威ゑみ弘法彼法師説ゑ諸神し本地
若仏也神ゑ仏し善施ゑ云仏其教法流布天下故雖社
人ゑ知神道若仮仏法ゑ致崇敬国ゑ古ゑ
勢誉ゑ我古自ゑ心後ゑ神道ゑ混仏法ゑ今度
社職修ゑ之加社司断絶中及法ゑ社僧中納法料
ゑ宮教令済ゑ神司依給奉加古於大社ゑ社司古神事
不法ゑ社僧法事彰絶古ゑ若後ゑ仏法道理ゑみ神道
ゑ奉奥ゑ如令捉給ゑ必ゑ自ゑ
ゑ宮ゑ仏制ゑ硯被載ゑ古ゑ
中ゑ年貢仏供料ゑ社混乱守ゑ捉来り今度
法管暗ゑ造営仰令別供料ゑ法一向社家経信
奏ゑ之雖先有要願ゑ於仏信心ゑ動古故主ゑ仰

天平勝寶之後海兵之苞甚所作喧國物ゑ費歳ゑ手依
於近年新寺ゑ制禁也諸國ゑ若ゑ奉非事也諸社
ゑ於人ゑ知神道若仮仏法ゑ致崇敬国ゑ古ゑ
勢誉ゑ我古自ゑ心後ゑ神道ゑ混仏法ゑ今度
社職修ゑ之加社司断絶中及法ゑ社僧中納法料
ゑ宮教令済ゑ神司依給奉加古於大社ゑ社司古神事
不法ゑ社僧法事彰絶古ゑ若後ゑ仏法道理ゑみ神道
ゑ奉奥ゑ如令捉給ゑ必ゑ自ゑ
ゑ宮ゑ仏制ゑ硯被載ゑ古ゑ
中ゑ年貢仏供料ゑ社混乱守ゑ捉来り今度
法管暗ゑ造営仰令別供料ゑ法一向社家経信
奏ゑ之雖先有要願ゑ於仏信心ゑ動古故主ゑ仰

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

信心為社家ニ而排妨後ニ況當社ヲ天下ニ而仕ル家
ニ候而法ヲ以神法ヲ比必社家ニ而固禁ニ事無之事
乎是ハ古ニ候得共末ニ連ニ而ハ不宜候ニ付連ニ而
宜候ヘ共其後御札下組今味之事
御札下組ハ福直
ハ三方ニ而天晴ニ於家ニ可有之候得共加之味ニ
而ハ無之候ニ付而ハ乱舞内ニ出仕遍ニ巻
御札下組ハ之人ヲ組入事
ハ四方ニ而成天晴ニ結構ニ出籍ニ於私宅ニ勤候ニ処ニ
人ニ而ハ無之候ニ付清浄ニ子細人ニ宅ニ居
ハ清住ニ組入ニ而ハ無之候ニ付ニ而ハ無之候ニ付
後改清與

神前御札清書之事

ハ四方ニ而天晴ニ早旦ニ於不浄ニ
可書ニ出ニ候ニ付後有ニ手洗ニ而
行向ニ而ハ肝腎ニ無名ニ候ニ付
時欽
ハ膳ニ候ニ而ハ無之候ニ付
山本式部亟ニ候ニ而ハ無之候ニ付
山本式部亟ニ候ニ而ハ無之候ニ付
時欽
ハ膳

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

大概恐處之者其社司ら迎宮て先勅使ら時経参着被
仰告于社司ら儀必無懈怠若告于神饌等儀有
勅使不参少史ら接待之儀如何答曰勅使中ら将ら為勅使ら理ら陣
宮下ら上其宣告持到之社司告于其社司之使而已仍下
宮少史ら持到給ら社司一見ら奉供ら神
ら心雖然供神事朱者朱手榲幸者て持参ら于神ら前ら
ホ七日巳丑天晴立舎流祥如例ら行事ら
明日ら出遷宮宣告到来ら清書
尋返答事一行林庵但持参ら
中ら事一社家但先年之例一束明日宣告ら
新宮祢宜宅直太田祢宜ホ周騨ら
一両ら祢ら其位法ら内ら
立向手一揖使拝笏被渡賢ら答於社司ら拝笏取之ら取
廻篇ら右手取宣告右手持笏両手ら
被礼紙上折右手持副被宣告供祢
折ら左脇ら両手
押ら左脇ら一揖
使答揖少年巻ら
序出向于使一揖使答揖ら手退出ら
自京九條殿家ら書状到来ら
ホ八日庚寅天陰ら午下刻
人浄衣祢衣冠ら祢頸宣告供祢
被し入二ら庭ら案舘向于橋殿南階
橋殿小階手一揖若座
橋殿ら置使座前使ら廻賢ら答
舞楽殿ら置使座前使ら廻賢ら答
結申し使一揖取笏舞楽殿祢手
立向手一揖使拝笏被渡賢ら答於社司ら拝笏取之ら取
廻篇ら右手取宣告右手持笏両手ら
被礼紙上折右手持副被宣告供祢
折ら左脇ら両手
押ら左脇ら一揖
使答揖少年巻ら
序出向于使一揖使答揖ら手退出ら
自京九條殿家ら書状到来ら
ホ八日庚寅天陰ら午下刻
人浄衣祢衣冠ら祢頸宣告供祢
被し入二ら庭ら案舘向于橋殿南階
橋殿小階手一揖若座
橋殿ら置使座前使ら廻賢ら答
舞楽殿ら置使座前使ら廻賢ら答
結申し使一揖取笏舞楽殿祢手

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

筥下楊殿前行拜立一揖了従座後
神前供之了次召使起座而神前
着揖了使而社司中手一揖了退出於廳座有勧盃役者
次第宣如慶應祝言了帰参神主以下社司氏人等御前
礼屋見下宣旨次第着其座被見了其宣旨重而尋記

大方如此次

左辨官下　賀茂別雷社

應任先例勤仕當社遷宮日時事

九月十六日戊申　戌時

九月十七日己酉　戌時

權大納言藤原朝臣經慶

宣奉勅者社宣兼知依宣

行之

延寶七年八月廿日　左大史小槻宿祢判

中辨藤原朝臣判

行岡社宣旨案文如左社但左弁官下　行岡社如此之習也

其外各令儀貴布祢宣旨定之内閣歟社家未及披見之者未
供彼神前之故也　右奉勅宣旨請之未尚千歳屋
前後楼門外自川尻前入于新宮門貴布祢下宮自同門下
進出東面使庭殿正南庭進立西面手一揖各左次覧筥
於社司之請取之披見之時不令迴被宣旨違文
字也其念々令之一流之了不結帯之
了未退去之後使進行于岡前
立社司沈玉杯之進来而使之次之

副筥ヲ一揖ス供奉ノ卿相前ニ退下而後一揖シ退去
社務出テ二鳥居ノ下ニ於テ勧重事ヲ帰第ニシテ予在于社
宣旨於見所ニ授退出ス
（黄蓋保家、季通迎右府受之事）
廿九日辛卯天晴ヲ以テ保蕃朝臣当社古来相兼ニ迎宮五節事
澤面祈宣旨蕃蓋旧説保家能ヲ以テ傳ヘシヲ辞退前神
祇官之内之役一切ノ事ヲ保家ニ授ケ畢ヌ
内ニ傳受ニ人也傳受ヲ以テ相傳ヲ号ス精進ヲ以テ旨トス
日ニ有ニ入来ニ古依ニ返報ニ来ニ古依ニ返報ニ
条莫筆記ニ其故ハ元来一心之元氣我ヲ神ト号ス
記別天地ノ根之一神靈動内静外ニ動内静外合
不散ル呑氣則心无自清静ニ孝神我根本ニ異ニ心
靈ニ執口ニ交勿座鎮座ニ口ニ交秘ニ相兼ニ秘ニ不書述
之奥義也授ニ業ニ口授発于心生詞ニ詞ヲ心理亦先
ニ也熟得肝要也両人両ニ拝ニ守皆ヲ皆悟書ニ有ニ
傳授ニ先ニ受ニ他言之神文持業ニ受又重ニ返道ニ身
一也輒ニ有他傳ヲ号ス猶ホ三寸一観ニ菓子
肴等持来供神ニ後勧盃祝詞代ニ栄皆雑談ニ後
退出ニ今晩若役觸来ニ明日神山ニ於テ有配分ニ此
比藤主祝病衰日ニ見舞ニ
廿日壬辰雨下為吹日傳授ニ禮保家入来
九月
卿祓 奉幣次第九条殿家 御傳授申上事
一日癸巳天晴ニ今日早旦出京都九条殿家ニ自昔来八ヶ三ヶ神
詳ニ祓奉幣次第ニ於テ九条殿家ニ御傳授申上ニ
依ニ合ニ供奉也仍今更ニ相傳申ニ毎朝ニ於テ始ニ今ニ朝

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

御傳授ㇾ之ㇾ後陽成院護身神法ㇾ奉ㇾ祭ㇾ兩殿次第三箱
太祝六根清淨并中臣祓無ㇾ文不ㇾ奉ㇾ授ㇾ之ㇾ
二日甲午天陽雨下依ㇾ相撲事ㇾ
小路前亜相出行ㇾ之ㇾ有ㇾ事ㇾ
遷宮公家奏ㇾ向ㇾ社頭ㇾ之ㇾ儀ㇾ
藏寮調進之ㇾ是ㇾ号ㇾ宮幣ㇾ也ㇾ
為ㇾ勅又宣命ㇾ奏ㇾ之ㇾ
内藏助ㇾ為ㇾ宰相使ㇾ
宝ㇾ例ㇾ之ㇾ
藏寮調進之ㇾ是ㇾ号ㇾ宮幣ㇾ也ㇾ
為ㇾ勅又宣命ㇾ奏ㇾ之ㇾ
内藏助ㇾ為ㇾ宰相使ㇾ
宝ㇾ例ㇾ之ㇾ
清成記之事ㇾ
令ㇾ見ㇾ給ㇾ寛元年中ㇾ
妖怪ㇾ
去八月十九日放生會參向諸司之事ㇾ
延ㇾ之ㇾ

奥方慈雲院殿ㇾ
手拿別ㇾ
放生會參向
上卿
弁
右近衛権中將
右兵衛督
左ㇾ
外記
宮内卿
左馬寮
内藏寮允

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

法体有り来向之て内と自八幡申渡来去年初以異儀之社
と仰候執行し之て其年行おゐて去年自武家ら渡し也と号
一年於当社者有しる執行之て
正遷宮以前當社傳奏并社頭市検分之事
三日乙未天晴及晩落入来而下向
と云々遷宮以来之社頭検分之時有古来之例今ハ清閑寺大納言殿内
有広内通其外清閑寺并伝奏外記官勢
官等各役ら諸司来陣也
以之御検按之而等神事
お待ら社以古検分時袈裟雖然
之庁勤使ふ若陰陣元御向ら先入于神前堂余後ら有奉幣之ら先
奉幣ら者自彼座進向于
御天心寛永之春ら上卿先於御殿神前有古年幣之石
ら於ても而ら御ら仰之行事半入中門勅使
方着座西小面之不及奉幣之仰
也之ら於奉幣者成舞型行俊之
申仰之ら雖然寛永之例大方今度ら手之上幄又於若宮前
如寛永之儲ら之ら暫斗事大
以古遅ら於型神事休息也則慶應酒饌ら社家中ら
清閑寺殿ら仰前ら孔清書一日之ら書之候ら老筆ら感
舎利供養事
被ら旦又舎利供養ら事供備錺ら於ら座おゐて於ら
之雖然其儀供備古ふ等斗処端ら座ら於管絃会
利供料受又ら及ら法神事方神宝以下ら基等略之
如於仏事旅社家ら於ら第ら子僧参訴訟
儀押ら於ら五心ら度ら公事ら基不ら之等於ら理ら

記法事ヲ誦シ
四月丙申朝両午刻廣嗣ニ託シテ曰
朕代ニ当リ佛教ヲ興隆シ
一切ノ道俗ヲシテ
社稷ヲ尊崇セシム
子孫ニ及ヒ武家ヲシテ
宇佐ノ八幡ヲ
崇敬セシム
若シ
朕カ意ニ違ヒ
社稷ヲ毀廃スル
ニ於テハ
子孫ニ及ヒ
速ニ
誅戮ヲ加ヘン
ト
宣ヒ
畢テ
神体ヲ
隠シ
給ヒヌ
仍テ
勅使
和気清麻呂
宇佐ニ
参向シ
奉幣
ス
其ノ
神託
ニ曰
我国
開闢以来
君臣
定リ
有リ
臣ヲ
以テ
君ヲ
弑スル
コト
未ダ
有ラス
若シ
此ノ
事
有ラハ
必ス
速ニ
掃除
スヘシ
ト
清麻呂
帰リ
奏シ
畢テ
更ニ
大隅
国ニ
配流
ス
其ノ
姉
法均尼
亦
罪ヲ
蒙リ
備後
国ニ
流サル
清麻呂
姉弟
共ニ
名ヲ
改メ
清麻呂
ヲ
別部
穢麻呂
ト
云ヒ
姉ヲ
狭虫
ト
云フ
後ニ
召還
シ
本位
ニ
復ス
清麻呂
薨ス
年
七十
二
贈
正一位
勲一等
和気
氏人
多ク
高官
ニ
至ル
仏法
興隆
ノ
後
社
司
神
主
等
仏法
ニ
帰依
シ
社
例
ノ
書付
ニ
無
ニ
載セ
ス
仏法
ニ
帰依
シ
後
来
一ノ
社
ニ
於テ
ハ
各
家
ニ
及
ヒ
申
ス
事
ナ
シ
然
ト
雖
モ
仏法
ニ
帰依
セ
ル
社
家
ニ
於テ
ハ
社
例
ノ
書付
自
然
ト
消失
シ
畢
ヌ
ル
ヲ
以テ
武家
ヨリ
モ
大
概
自
上古
ノ
如
ク
社法
書付
ヲ
注進
セ
ラル
ル
ト
雖
モ
文
定
当宮
先代
忌仏法
社
例
ノ
書付
ヲ
以テ
先
ヲ
於
関東
被
申
入
ル
ル
ニ
依
テ
武家
ヨリ
モ
又
社
例
ノ
書付
ヲ
以テ

家自古至今厳重之神事一三月始り入行神事之時陰陽
ヲ夫毎社家之門立忌串致御
一村男女悉忌仏号経呪ヲ口不唱仏経ヲ名ヲ歴然之社
例也又ハ時ヽ祭之月亦如此之
後御神前ヲ退出之時又加茂神院ヘ立寄
後帰社家忌屋仏経之制法故ノ親王女官以
下内外之忌ヲ聖代ヽ格式ヲ明也言語ニ不唱仏経之
名目況於僧尼仏経ヲ直不忌禁
例謹也然中比宮居市代初被置供僧ヲ
経或仁王大般若等ヲ令読経ヲ
奉進之制法厳密也依号借僧不入于中門ヲ
例也神行法師山栄集云取要記之憲
剃髪之身當所古老傳説云於西念寺切基語之欲出諸国修行之時右官之
懐雖忘珠當社行幸之度ヽ年父奉奉仕ル事思出ラ
申奉奉社於中門外ヲ自此中内ニハ不入ル之
柳尾ヨリ社ヽ中ヲ口カヲ也始ヘトテカクテ又詣テ奉ル事モ安堵
ヲ思ヘイト名残惜ク覚ヘテ読テ奉リケル哥
カシコマル四手ニ涙ノカヽルカ又イツカモト思フアヽ
変ル思ヒ先ハ去ル剃髪之身ヲ不入于中門之禁忌弥ヽ歴然
也於今社傍平ヲ奉ヲ法不入于中門於柳尾社之下通
今神事ヲ経ヲ奉ル雖然依弘法ヲ帰依之
師願之ヲ別勅仏舎利ヲ奉納之例旦別段ヽ儀ヽ社家不ヽ忘
申ヲ是非ヽ限事也然天仁寅歳依供僧ヽ申ヽ従来之門ヲ或
行ヽヲ有ヲ奉納是非仏法ヽ貴ヲ依ヲ社家雖申ヽ之
後也於今度社職料ヲ附下自ヲ仏事供

彷彿雖事事雖有之堅各列二忌屏之令仰俟之社
家專神道屏仏法右之謂日本神國之要道也若仏
家去不忘仏法之誰人手知其子細哉水二社之内伊勢賀茂
於左宮不專神道之何社守其道哉況又當社日本國往々
大方混乱于仏法之法師坊之之事也我社万事勤神前
之神事非禮之多俗太以ふて然也仏僧供倍舍利供可勤
相守之多神道之肝要之之故造営諸事中ハ法會略之仰付之
之處系于傳奏并武家之奉行所訴訟申者毫非俄之
總之供僧等之万端社家之下知未之法之先此舍利供事
于申于社家直申傳奏之處理不尽之惱志之俄之所註付
謹返奏之于主後之仍粗記之上者進于傳奏之之被

見之社家之申多之理運之之極也狛之供僧共好越訴之此
度社家一同有例事押之申于許俄也雖之加再吟大概
之書進之依仰書改之之退出之畢
正辻宮之時堂上ハ諸司之宿ハ相談之事
五日丁酉朝陰微雨屬晴之之
堂之方諸司外記宮務以下宿所事求衆評定之仰
奏云宿雖屬神主館社務之便宜遠近也都下三位矩文
之亭之於之清宇事雜屬之法屬宿雨也雨也雨也

清長

之仍及元泽心得志本事仰而每有多処文永年
一覧之上て之吟味し来之処可也
之内社中一不及一評定之事
社家双方之申分追究牙撃之て令去訖之儀於
決文て年也之内年之中
之儀之て又中老之おゐて沙汰之適
正迁宮社司共一宮氏人史 乗範之事
六ヶ条成天保今日於有御評及終り之正迁宮各筆記社
司一人宛召其時雖心迁宮
正迁宮社司共一宮意七ヶ条義之事
究之有事筆之史定之迁
自然御進退事本程定之
迁宮之日公家元諸司有御
猶主之味也

七日己亥天晴依御用参千九条殿家門有相談之朝出民
部権少遣参千御方御祓
八日庚子陰雨今日帰于於
御方行遣依御参之
云定之令参利供事
云又御祓之先日元泽之後第
先参参之鳥之人之新
安藝守令之之越前守
之供侍出于於之
九日辛丑天陰雨下时之属晴
之社元泽之神主之度責
祢宜之号於奥二社
時貴布禰祝、神主保可留保喬也
陰之神宮之沙汰之
神主於衆許

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

賀茂社記録 第五十二冊

申其理俄而宗仲猶在室之内ニ遅ク之夜正辻
正辻宮之夜堂上地下之輩宿所音物之事附
宮夜ハ宿吾伝進ありて有評詳也委不記之也堂上饅頭
松大折一宛地下一宿名目并数
来社辻宮事附貢布称奥社声託宣也
奈都傳奏ハ樽壱荷青堂上沢庵并
為其社之社職ニ勤注来し例
社中自ら後永く其社ニ而宮てお和之事去六月社
司氏人数度奈参勤例ニ候得一度ニ孫宝と称文永
奈良社造営ニ亜女神託ニ事貴布祢奥神託事ニ
可送進ニ与ニ是一巻ニ内取要粗写ニ
一貴布祢奥社神遷宮事
奈良祝私ノ宅社ヲ造リテイラセテヌヒ奈良祝ヲ宮籠
酒ヲノマスル程ニ神子ニ奥法施ヲ
ロヒラエサセスルノ一ニヤウエラウリ
向手カラナク頂学中スリノ夜楽屋詰番匠一人彼ヒテ
ラト番匠ニテ造ルヘカラススベイ号ニ参リタル番匠ニ
召出セト彼号召出サレヌヲノレシモヨロコヒアルヘシモノラトヲ
スレテ久幸カ造リテ進ラセニト申ニ頼テラノレ可造ト所
託宣アリサウケノ八ハ彼ヒトテ共ニ領受物文永八年六
月二日ノ所新始日四所棟上日十一日ノ吉時御宮ヨリ持
ニ貴布祢宮文政日祝能重メニ人許宮代官ヤリ
清茂按寸福大夫又按太田祢宜又按系図ニ祢宜大夫清茂ス
レハニテノ大夫祝作宮ノ大夫重徳也貴布祢祝
大夫ニテイヲスル但シ御食ノ先例ナシトテ是ニモセラレスナワ

ヤモナシ將來ホカリ衣社司ハ浄衣大ニシテハミヤ代メテタテ
タニ張神主取ヨリ汚佐ヲ社司氏人年預之事
十日壬寅天晴今日幸宮正遷宮前ノ為ニ祭事
神主小乃二十人之祝宮并十七
祝父舎弟為代事
者依為腰腫不參ノ代ヲ
和氣九之天童和也後改
載清結番出札也所司大夫隆有ヲ
參十七ヲ以參氏人ヲ一人係シ左手ニ不審ヲ
祝和又依為病ホ参ヲ以系統
中沙佐人ヲ調也
十一日癸卯朝雨ヲ并属晴系統
如社例也各社參也但神主ヲ
月次祭ヲ終ヲ後ヲ遷宮神事ヲ
涌欤
十二日甲辰天陰晴今夜雨社參ヲ如昨日也今夜神宮
女人来于庭屋云今日參二参事
十三日乙巳晴今日舞人并陪従等ヲ
舎利祭之事武家可前ノ為ニ用ヲ
事ヲ告ヲ
舎利供養ヲ
奉行必ヲ
用ヲ
依例ヲ
ヲ重供僧ヲ
度ヲ遷宮其ヲ内供僧ヲ
書加ヲ
例況於
依ヲ
供僧ヲ
社宗雖

奏ら侍従参用ふる次文ふし退出し次詔詔
奉行ふと先ず下鴨百姓等参集令相撲ふ其
後左ふし小書生ふし了ぬふ没ふ之前ふし半
ば舞ふし兼納ふし後ふ之ふ宿ふ之ふ
入ふし了ぬ雖ふ事如ふ形ふる名ふ
控ふ之ふ者ふて之ふ其ふ内ふし控ふ之ふ
ふし之ふ中ふ至ふ退ふる明日御書ふ持ふ
(正辻宮御系勤次ふ自侍奏可被下事)
ふし之ふ治ふ了ぬ侍従ふ正辻ふ之次ふ
深ふ了ぬふ之ふ第ふ渡ふ之ふ深ふ
(以寛永之例神宝令拝于詔ふ)
十三日ふ天晴ふ今日ふ於ふ乱屋ふ入ふ
ふ検校奉行ふ也ふ社家如ふ寛永ふし例ふ社中男女法人
十ふ令相撲ふ也ふ内ふ依ふ其仕法ふ納舘ふ出勝ふし

ふ詠ふ歌ふ之ふ次ふ名月社頭ふ系ふ人
ふ之ふ云ふ賞ふふ先ふ川ふし流光攀ふ之ふ愛森雄文ふ詠一首ふ
於御ふ之ふ無ふ又雅文有詞書九月十三日ふ正辻宮ふ之ふ御ふ
待ふる

秋ふくふる今ふれやふんなふ月の
こよひ月ふなふしふふ 従四品雅文
やりれふお寄ふふふめ内ふこふる待ふれふうふる
ふ秋ふ待ふふれふ月ふ泳待ふふふふ笑て
ふふふれふふふふふふる月の

望月ふ名ふるふふ 従四ふ掌通

十四日丙午天晴今日ふ御年第月ふ
如ふ之ふ源久ふ雄久ふ宣栄ふ侍宣栄ふ於ふ

正迁宫之时朱向之堂上以下诸司所宿所之事

雇神酒頂載之人今朝自供奉十六日朱向諸役人宿別
十四人書立参来役を第与し所定供奉之御方清涼殿 廣橋殿
堂上三人へ出宿之松下 有 廣内 清
茅書付来云 民部大輔 左宗丞大夫

上賀茂泰向諸司

大外記 官務 掃部寮

内蔵寮 大蔵省 木工寮 内蔵女人 水司

各使女人 副使二人 幸徳井 清七人

主殿女人 左兵馬寮 以下同四人 使部二人

武家雑色 五十荒四帥を朱 越前守殿 子刀 流四人 直元 目井之
其沢二人供奉七人 以心子刀 流四人 直元 聖神寺

以上

貴布祢泰向之諸司宿所並

貴布祢泰向諸司

大外記 官務 掃部寮

史 外内記 史生 内舎人 市女笠

官掌四人 召次二人 市正 内宿

大蔵省 内竪二人 市女笠 内宿

台使二人 副使二人 左兵馬寮下司四人 使部二人 市女笠 内宿

左兵馬寮 市正 内宿

山本大膳亮

左兵衛督 山本三河守

左大弁宰相 藤本宰狭

左中将 山本左近将監

右中将 清水谷大納言

右大弁宰相 山本左近将監

左兵衛督 山本三河守

左大弁宰相 藤本宰狭

右中将 清水谷大納言

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

雑色二接七宿　子刀日公充
（以上
今夜遷宮當日神司氏人并自公家本者而已社参内
之人不參今其日社頭出仕諸司應對請
之後宮司令奉行社務并社司等賜
祿事令書付之明日夜半内侍所作法
令奉行社務并社司等賜祿并許參
之輩令書付之於其地下部令
沙汰其上也可參孔子也自今宵保喬十七
伝奏幼年之令參之俺我し内侍所
之神鏡七日奉出殿内大立先例也
之神鏡并内侍所之人々交名之事
令心得參勤於當社者雖為親類
不參之者不可有出仕之由可觸
仰之者也仍執達如件
　　保喬
　　正辻宮暑次手草案之事
十九日丁未天晴今日正辻宮略次手心相談
社司氏人習禮之事
誰之未談合也其後狩衣勅使等
之事先例社司氏人自系統不參
之也其略次第別記之今度社司
折烏帽子之條々并天記之社司氏人前々之例
可尋糺

門陣之時社司者在冠氏人者浄衣更刻限及ㇾ時行水
社司束帯氏人者烏帽子狩衣ニて倩案狩衣者内衣也勤
神役ㇾ時不ㇾ着ㇾ者ㇾ手於ㇾ當社ハ桐拳ㇾ時社司折烏帽子
指貫ニ手前若浄衣也是等布衣也然ㇾ今氏人ハ悉
布衣事ニ候ㇾ者ㇾ手公家四位ハ上古者狩衣
狩衣事ㇾ供奉或ハ晩鶏ㇾ時ハ狩衣共外皆雑
公宮ㇾ公卿ハ袴者布衣ㇾ中也仍布衣始ㇾ於ㇾ末有ㇾ
ㇾ當時院参ㇾ時堂上皆令ㇾ着狩衣事右件旧例ㇾ
亟ハ於ㇾ當社ㇾ可ㇾ着ㇾ大方ㇾ時者狩衣故於氏人ㇾ浄衣
指貫ㇾ外狩衣ㇾ不ㇾ着ㇾ歟ㇾ時ハ狩衣ㇾ着ㇾ
ㇾ者ㇾ冠ㇾ時可ㇾ着ㇾ況於ㇾ狩衣ㇾ
ㇾ事不ㇾ着ㇾ歟或庁事ㇾ記ㇾ雲ㇾ所ㇾ神主ㇾ着ㇾ衣

冠氏人ㇾ者狩衣ㇾ指貫ㇾ外ㇾ狩衣ㇾ例ㇾ
ㇾ外ㇾ時ハ狩衣ㇾ着ㇾ神ㇾ供奉ㇾ時ハ狩衣ㇾ
晴ㇾ神事ㇾ時者社司ㇾ着ㇾ布衣ㇾ氏人ㇾ冠ㇾ
ㇾ時ハ社司ㇾ冠氏人ㇾ着ㇾ布衣ㇾ
ㇾ時ㇾ氏人ㇾ着浄衣ㇾ
ㇾ時ㇾ社司ㇾ着狩衣ㇾ
ㇾ時ㇾ氏人ㇾ着浄

時御[illegible]風之可若長神[illegible]服[illegible]此時御後次御[illegible]
本工案造立帳事
之序把[illegible]入[illegible]事之案来[illegible]神前出仕之時先[illegible]之事
寛永之例之若宮社[illegible]角[illegible]方[illegible]西面
正遷宮之時警固可給旨自武家[illegible]来事
立之[illegible]令[illegible]神[illegible]役[illegible]者[illegible]
役者[illegible]其警固[illegible]内[illegible]
公家[illegible]
公家[illegible]役[illegible]神[illegible]
社頭門[illegible]警固之事
[illegible]離色[illegible]楼門左[illegible]
[illegible]
[illegible]
楼門[illegible]又社家[illegible]

正大工功御加戸事
社家出仕[illegible]
本宮正遷宮之事
十六日戊申天候晴今[illegible]
衣冠氏人著座衣[illegible]
神宝検校之日悉納置[illegible]
神宝轉送次第之事
自神宝屋轉送之[illegible]
帳臺[illegible]
[illegible]
次臺[illegible]
[illegible]
[illegible]

遷御了後御太刀御鉾弓箭之次納之ゝ今度無納之
ゝ次大小脇次御机以上如此納ゝ飾之了次外陣左右猪
皮之了此神宝ゝ先日検校ゝ日納于仏檜之時張陽
大夫逐一校之了次神路自権殿至于殿之外方柱毎ゝ
幕懸着ゝ之事
カ幕串白幕四帳引ゝ其上幔幕五色引之掃守寮
懸道ゝ序持来幕内神路ゝ者敷ゝ予指図ゝ如者
敷ゝ以下等階上神主不令敷ゝ白布二幅通廊上敷ゝ階上西行大
床近衛ゝ敷ゝ了此間木工寮ゝ申ゝ及ゝ日半幔班幔於幣外
社司氏人神服内陣之御飾了後ゝ序ゝ事ゝ能屋ゝ号御使
耳露寺中納言殿清雨寺弁ゝ者廣指者其外大外記宿禰勢
諸司以下到着社家ゝ亭ゝ舎ゝ其宿不ゝ同役者告来云只
今勅役ゝ下諸司カ神前検校了有ゝ案向于社頭ゝ云両

三度仕可ゝ然ゝ云ゝ仍神主正権祢宜祝
烏帽子狩衣之ゝ依法ゝ装束ゝ依法ゝ如ゝ旦祓作舎于社家
ゝ次第ゝ者略ゝ之ゝ通相宛之ゝ御前ゝ者有ゝ遠ゝ
不及作詞奉仕御事
ゝ先例於社頭ゝ者有ゝ何於ゝ者不
及其後一の奉ゝ迂御之ゝ奉迂之ゝ雖有作法
依法ゝ手悪ゝ作少上ゝ者先令入忌子ゝ屋迂御了自彼屋
進出于神前於宮舎庭令讃宮舎了神主可
進幣也則於宮舎庭ゝ有奉幣
有奉幣也ゝ将又勅使御出仕ゝ者先外記史ゝ宣旨ゝ令
持来ゝ之ゝ神主可請取ゝ之ゝ於中門ゝ者下出ゝ之ゝ
取ゝ之ゝ奉ゝ之ゝ神主可請取ゝ之ゝ於中門ゝ者下出ゝ之ゝ
御了遷御事ゝ告事ゝ了後庭ゝ又迂御了ゝ也告亦ゝ

申于舞庭之階下自社頭退出給了其後社司氏人更
向于陽之座行水如常東帯氏人若指貴淨衣供奉
皆持木劔白張神人亦為先拂之系之号幷注陰陽
及迷之号既及黄昏社司氏向于社頭之次第 略次行
列為注
先拂神人 二人着黄衣持棒号白木杖
次神人 二行
次幣持 一人中央陰陽殊之小幣也
若白丁
次陰陽大夫 中央東帯神供并社司以下之按
為着位之故前行例也
次神人 二人持白木之杖
二行
次神人 十人取杖明五人冠
左右二行
次神主 束帯 中央着浅沓 徐行
掛木綿襷
次社司六人 左祝宜 右祝 束帯
木綿襷
次氏人十人 左右二行 指貫淨衣折烏帽子
木綿襷
次刀祢六人 左右二行
次沓持白丁 笠持白丁 各召具雑色 群行
其路出于奈良鳥居橋等 于自二番屋入于
西門 橋木社之西方橋渡 幕祢宜方幣料屋 楽屋与作着而後屋之
座 幕幔之内以東為上神主者着擔殿階西下之上程也其次
社司者次第相分座 祢宜者南面祝方者南庭小面其未座次第
氏人着庭右所司大夫令作 神人亦西
司宿所之小神人内奈備可申之云 牝鹿米土明庭燎於御小
庭東方平中門之内燃之 必禁之庭 着待烏帽子 又衛士一人従帳
前并小庭明庭燎 内前西神庭神人明庭燎 牧尾社
記中原師尚 持奈 宣上 音奏警蹕 先小槻 之後次大外
左大史持奈官 宣旨辻首 宣旨 辻首 宣旨 宣旨也

勅使参向之次第

勅使参向于社頭次第之事

勅使参向于社頭次第之事

勅使参向于社頭次第之事

勅使参向于社頭次第之事

入西門奈祢宜方ヨリ神事ノ次第刻限成上刻ヲ神主ヘ奉遣
御之旨告申ス行事并座ヨリ帰入本座ニ召次官次第ニ〻〻消
所ニ之火之由ヲ舩ニ小頭烏帽子白丁行巡ヲ消舎屋所ニ火
神人消庭燎衛士ヲ消両所ニ燎小ヲ消沖前ニ御燈
此間神主社司氏人更ヽ水ニ洗着手伝褰裳(東西ニ男ハ裏ヲ見ヨ)面次正視奈御
鍵開御戸権祢宜(雅久)奉請被新殿并神前ニ持ニ幣次神主取
御会釈ヲ御内陣奉迎御社司氏人各平伏動使ヲ下諸司ヲ
詑之間悉平伏止物音敬伏遷御了神主復座ヲ権祢宜
告申遷御ノ之由於弁座(此時亦神主ニ申之)
之事ヲ次座ニ初宮ヘ〻〻告知ニ候也神主老ヲ迎ニ勒使ヲ人
之自欲出告ニ老前後奉及延引事ヲ平伏ニ人遣久ニ而却
ヘ退座ヲ如何様ニ音無雑衆評神主石出来ヲ案及前後

遅引勅使ヲ平伏程久ニ而却ヘ退座ヲ如此告申ス
之事ヲ上首ヲ次座ニ人〻申之老上首ヲ受例也如何ヽ
元如此ニ大事若自上首ヲ役次第ヲ次第ヲ諸役人ヲ下迫
不事緣定若事除急朝ヲ及脱落ニ後有ニ事之〻〻
勅使ヲ向ヲ其外記史ニ宮ヘ告ヲ其儀無依
定ル知左将及遅引ニ処ヲ両局ニ衆之奉行人ヲ相召外記
ニ庁勅使ヲ出ヲ告ヲ依例ヲ奉行人
相心得窺其時ヲ宣時ヲ有物ヲ之忌之ヲ諸事其
使宮ニ於ヲ舩催ニ事若緣無ニ
時神人ヲ乗ヲ舩ヲ出ヲ後也侍又特ヲ出ヲ
催ニ舩催ヲ可要出ヲ俄陰
催ニ不寒ニ懈怠ニ且非神人ニ
申ニ時御使ヲ遷御了ニ由告
ニ時御宮次第ヲ明庭燎挑御燈撤神前ヲ幔幕

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

清花被手振近宮時鉾御弓矢之相逢
等次納御神宝於内陣次有轉送〻先御劔（入錦袋神主納）（称宜擁祝）
（称宜正祝納）〻次御弊二捧（擁称宜擁祝一捧宍納）〻是皆自御
未次有〻〻民人將送〻〻社司内陣左右
〻通九宮其神宝左其社司先例〻宍勤也次勅使進名於
神庭宣命座令讀宣命〻〻神主持出白妙幣渡
勅使〻〻請〻〻神主退假妻戸進矣
清次幣奉于神前退祝申神名退入勅使退出給〻次有進名
宣命座給神主奉御幣其後勅使〻後也次次宮名
宮人令座本奉幣〻〻退出〻御幣物之幸擾四合神主降
妻戸招氏人〻納于社内（祝屋之東御厨子次〻神馬〻廻榜殿三面
少方置並〻）
淂玉掛〻向榜〻中央〻自榜本前〻退之（先是社司氏人等居于左右
次諸司退去次侍御内陣神供先倫壽奇（膚蕨次神供先
白散）

御鰹鳥水倫之禰宜方祝方自左右進之先称宜方次祝方（常
但御壽奇者自一方侍〻（称宜方社司氏人溝供進退〻樽
樂人只両人集向于細之事
洋如常也樂人奏樂音（是亦如五節供但於庭中央也依寛永例二人之祿物定書
并又皆略
故〻〻）
今度樂人雖申傳奏寛永度去雖為一寧皆
造営以二人奏音樂今皆略〻〻上樂人近年毎事乏雖
年勿来於今度者可寛永〻〻祿物惣申武家右彼時之陣
儀雖九度之度之略四度〻陣宮中上廊溝
之祿社頭〻東向之出之料水垣合九百七十石余従武家下給相
渕〻〻承仕依許社務出〻〻貢散相應別料為申間令之
交〻〻今度事勿〻貢散相應別料為申間令之
雖申之社司氏人勤〻〻次神供撤之〻侍〻氏人等下
退出於庭座神供并壽奇水今頂戴喝食〻盛于秋退如

今度遷宮之儀未壮之内陣外陣之神供之壮可参勤之旨備之可寅刻帰于私宅可参之今度遷宮并奉幣使次官参向之後勅使次官奉幣事寛永之例也上卿為先参向于神主之帰于御殿神前而也先参于殿前可申入之帰于御殿於宣命座読宣命其次次官奉幣私幣官幣置幣也之於今度者寛永度上卿於殿前奉幣之儀歴然也天正度者中山黄門先遷宮之時若御尋有之歟寛永之時者御尋無之歟仍略之治定天正寛永共無出処而略之治定天正寛永度不同者也

永先於殿前有法奉幣後者殿遷宮依別日殿遷宮之時亦准例近代正遷宮御神事有之者于独参殿神前遷宮之時之儀也寛永度者次官奉幣之後方殿遷宮之時之儀也寛永度者次官奉幣之後方殿遷宮之時之儀也寛永度者次官奉幣之後方殿

幣者有先例哉否於太神宮者不可奉私幣不敬私祈者
私条詰之例也云〻是偏天子之御崇敬而不致私祈之禮
云〻由是思歟乎帝王之即敬故被奉官幣之時爭乃時於
乃庭可被奉私幣歟不叶本儀乎宜令評定之由被仰下
定儀也

十七日己酉天晴今日以役者傳奏〻耳露寺 光 弁次官之由許
中納言 友
昨日行遷宮由奏聞事一首記之
又為其沙汰被遣種宛歟〻乃其外面〻光
武家仰奉行不日所令沙汰之条〻入于二条 越前守 友
告之〻云〻如聚洋〻於南御奉行所警固云〻
諸司参向奉送〻云〻礼可然乎之由〻乎此七
日参籠中御答〻之上遷宮之後被養養

第卅枚万葉集哥者如先〻号〻思
哥後土宝院宮御抄物追筆奏
季栖事〻云〻此哥合津遷宮事〻云〻
山雲おし進〻心候〻入〻乃
ね待〻つ〻ふく〻なる
より國をもり世の中れ人を
ふ〻うをあとのまよふ〻し
ふ〻うしつ〻まれとの
をもれてらくうり〻を
の神役をつとめもつ〻
事〻かとうをおきに
みうき〻〻うのうみ山

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

貴布祢社遷宮奉祭之事

自今貴布祢社遷宮之事

（下鴨社遷宮奉幣之事）

十八日庚 社務失禮之事 晴陰 夜半下社遷宮

事終之 勅使内藏頭 同次第同廿二日

之 神主於社頭告申遷御之事 社務出仕

不堪幣帛 社務出来向于本座時

祝出不手拍手 勅使侍給 社務未手 仍勅使自手給之

将又法花幣事 持来時皆左膝

之 社内不好 社家之入来 珠数

之 伺故実 奏詞 志 感悦

後良久平伏神宝以下 奉納

布祢奉幣中小社 遷宮被勤

為非礼 社司

十九日辛亥 天晴 夜陰 今日 代山幸 載 来 後直

幸事 終 先日御礼 改書

返納 社中 後階傳一

廿日壬子 天晴 今日 遷宮 被

各従酒饌 集会内 有花

社家 祖 二百自供備方 祝

被 刀祢神人大工鍛治 諸職人并寺屋 并百姓七

町 寺 南流池 奉 禁制大門等 於

料足 注文 遣

廿一日癸丑 天晴 自今 神前 貴布祢社遷宮 来廿三日 社

（朱）
（朱）
（朱）

御休幕令入彼屋給也有右之谷者之宿本事之外法可之
宿々益可潜之法之人々若勞休息也就家々若尊請
奉行与力二人日忠充茶屋女童仰付之雜色廿四人可下
本谷宿有取之有社家中勤役事寔奇異清用与大
役与進上之事有右同断之者有御下知之者有御
用茶一条之境為沙汰宛本陣之事
賀茂祭時条勅使御下向之時
用寺并各与父弟亜相御供持之公卿
判官代侍従
判官代侍従
次武家之時神主奉官有奥条籠前之
著来等也有条々社司若条法之事
雜色并直垂也各入于亜文屋供
等也但亜文若一人勤御供之役神供御供之神庭西方與右
掛盖并四口取出之沢男將送之
之次武家之改言固家出于宿所著馬場之東方
次公役人令申沙汰於御休幕三度先大外記持参音声警
蹕警蹶之宣旨納笥於狩庭殿下民部丞宣請九
之外記退去次官務宣旨三遍同前也
宜儀于神前之次第女史生官掌自不動堂之南屋沢男
歩行
次第掃部寮敷神酒之座着座衛士庭燎幄前女小方明之
年諸司若庭之次祝宣儀退即儀次祝被神酒并新殿
祝代保尉参年庭之告申之次衛士消庭燎

神前燈火悉消ゝ了ノ弁ニ諸司平伏ス訖テ平伏ス訖テ社司氏人平伏
奉ル遷ノ由告申テ弁庭燎所灯等消ス氏人等ハ
巻結神路ヲ警次神宝等遷シ奉ル次神輿遷シ奉ル
御太刀ヲ入錦袋ニ次御鉾ヲ次御弓ヲ矢ヲ入錦袋ニ氏人遷シ奉ル次
幣使ノ弁ハ寿寺方長ハ出テ馬場ノ南屋ニ着ク神ハ
之庭ニ讃宣命ヲ給ハス儀先ノ如ク膝突ク前ニ西面ニ笏ヲ挿ミ着座
笏ヲ挿ミ二拝次ニ進ミ宣命ヲ次ニ取リ副テ宣命ヲ於笏ノ上ニ拝ス
ル也ト云々ト云々ト云々

祢宜奉遷御くし由祝代申ス事
例年ノ如ク祓法并ニ祓詞ヲ修シ祓社ヲ以テ祓ヒ清メ
楽奏シ了ル也神供内外陣ノ前但平女神
退住社司氏人退去於御休幕
ニ御雑煮御酒盃ヲ献ス延傳巻并ニ清閑寺前大納言殿梅
渓亜相殿ヲ始メ諸司諸官ノ参集ル事ハ従巳刻ニ於門屋所経営ス延
之社ヲ各申刻ニ勤ル仍テ御下向ノ事
廿四日 丙辰天晴晩雨下ル昨日ノ快晴ハ
立給其人数社家ヲ上下三百人許ノ
天者何処ヘ集ルヤ不審ヲ止雨祈雨ノ霊験霊代ノ
幣之ヲ式異于他社ニ神徳也誠哉今日雨下ル
徳ヲ感応掲焉者歟ヲ元自昔宮幣ヲ令発遣給日本
之大社上七社中七社下八社都合四海安静天下太平ヲ祈勅願
為恒例被定廿二社ノ当社者賀茂ヲ始メ中依霊験異他
殊ニ宮社ヲ例旧掲所載分明也ヲ謹綴蟻腰之拙歌ヲ首
奉歌
貴船小社神ヲ遷宮之事
当社小社神ヲ遷宮之事
廿五日 丁巳天陰雨微時ヲ下ル
貴船ノ小社ニ遷ス之夜六社ヲ遷ス其小社職勤仕ル也其
貴布祢奉社其社職勤仕ル也其
ヲ勤ル当社ヲ宮司神主勤仕ル
社理別其本社者未仕社司勤ル時ノ神ヲ勤ル小社ヲ勤ル
基神ヲ職役ヲ見ヲ也於小社ヲ奉ヲ奉ヲ庄社ヲ者
ヲ勤ル也ヲ上古ヲ例ヲ尋勤ヲ心不当ヲ今於ヲ篇所ヲ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

有元年号年々条々如法人沙汰
貴布祢二宮条而し堂上方南當
小鳥取頭人之事
於ハ之ハ古役者名事ハ之ハ将又小名取頭人之事ハ
従二宮所也し近年馬介ら勤之ハ十日ハ条
之ハ前警ら其外ハ重古怒心ハ之ハ亦勤ハ所也
之ハ不思之役ハ辞也雖可有勤仕
不ハ叶ハ之ハ古怒心重古条也也
船廻ハ之ハ小鳥取事堅ハ禁止ハ之ハ老宇ハ之ハ南社家中不
重之役ハ有出沙汰ハ之ハ社不ハ勤役ハ也
山ハ奉行人若宮ハ手ハ之ハ
為市造修理下向関東之事
事ハ手沙汰ハ之ハ人定ハ之ハ未定也
之役ハ之ハ急ハ勤ハ之ハ弟ハ一人ハ之ハ稚ハ之ハ

辞退不知其方漂之子細但病気ハ之ハ
弟ハ之条ハ之ハ
役ハ之ハ
山ハ之ハ
之ハ
之ハ

於御手水舎之御宮預於御社家有超越之儀矣
一有吟味之事及暮景退散
廿六日戊午天晴午刻女房衆御船也供奉之
於泰親卿亭方々御祓之事
風吹有不能筆舌加持御祓
社内聖神宮寺鎮守山社半末社小社遷宮氏人勤仕之事
至今夜悉遷宮事畢
當社棚尾枝尾寛永之度氏人勤仕遷宮事
小社右氏人勤之寛永之度當社棚尾社枝尾社両社ゟ
氏人若木枝葉(成詮)を勤行ス
勤行之時若布幸ゟ小社ゟ勤行之事非礼
不親模之由去年雖被申候遂(?)
行岡正辻宮之事
廿七日己未天晴午刻行岡社正辻宮之事畢
朝儀右衛史以下諸司等而ゟ社家ゟ休幕所先是未ゟ
察揚帷引半幔ゟ布察引班幔其帷ゟ形ゟ玉橋東
小行岡緑殿之前玉垣南為小面年座帷中央小向
其後方之東座以小力少史ゟ生以下著座ゟ儲也今ゟ午
上刻神路之幕幔ホ引ゟ社司氏人并内陣神座御幌簾
錺ゟ
壁代ホ引ゟ楯御濱床其外神宝幸櫃二合無納ゟ也行
岡祢宜職火祝代貴布祢宮就久ゟ二人勤ゟ当社祢宜
順平依労病正辻宮ゟ神役雑勤之故ゟ班ホ代官勤之職文
者当社祝也ホ依職勤ゟ例依無祢宜之条両ホ之刻限行
氏人自泰筵屋出仕ゟ神前行岡新造神名前幕内ゟ座神主
女官(南也未考氏人ゟ次楯ノ小ノ方ゟ)若宮着幕ノ内ノ座自余社司氏人者行岡
楯ゟ小川向ホ上東面列居敷長床田座ホ
衛士明庭燎幄前

玉柏方斎西次官勢（左大史燈ヵ）覩ヽ宣旨二通持来於行岡神前作岡
況也向請ゑゝ官勢退去祝退入于幕内次行事并諸司
自一鳥居系向于神多神主之南官社司生向ゝ并着ヽ幄庄
給諸司第座於参布拝ゝ後也次祓宮代祝告辻御之告退入ヽ
令清許ゝ史無諸司平伏猶弐人平伏、止高声ヽ奉遷御ヽ更
明庭燎并ゝ史神前ゝ幕捲ゝ次神宝次ゝ氏人渭送
ゝ納内陣ヽ次并進于神前再拝ヽ退出統諸司以下退去
先御社奉幣神主秋勤幸非本儀ヽ神主祭前ヽ奉幣也社家
寿香伝神供ゝ前ヽ奉幣ヽ南官
役也其故ヽ院両宮被下宣旨ヽ勅辻宮之告社奉幣狩
更官ヽ参之事役也雖然今度ヽ於参布拝ヽ次神宝次ヽ氏人渭送
幣事神主ヽ奉之也ヽ院ヽ雖然ヽ行岡社幣ヽ其
儀准例勅使代ヽ神主ヽ勤ヽ事ヽ之令依傳奏以下勤ヽ事

儀ヽ於行岡社雖ヽ其下ヽ幣布拝御ヽ後ヽ社又
為神主ヽ勤ヽ也ヽ強於参ヽ志ヽ是社ヽ詣ヽ也
競参於本儀ヽ其社ヽ其社司下ヽ勤ヽ儀ヽ奉幣狩更辻
宮者ヽ勅役定例也重可有ヽ吟味ヽ也幸ヽ於庭神供
直会庶寿香ヽ須載迟ヽ畢
ヽ八日庚申天晴ヽ朝ヽ役者傳参并記ヽ勢并
并武家ヽ奉行ヽ武家ヽ参ヽ辻宮ヽ岡社ヽ
一社中ヽ於後ヽ次第ヽ并反ヽ支櫂之種外沈宮勢ヽ力
ヽ神主ヽ牧宛ヽ是ヽ社ヽ儀勢ヽ也ヽ
新宮社正社宮之事
今ヽ沈行新宮社正辻宮也祝宣宣直祝和文代舎弐氏人
従ヽ役ヽ勅久勤祝之神役ヽ并事ヽ氏人六人ヽ勤ヽ
事ヽ如ヽ岡ヽ幣ヽ当社ヽ内自昔ヽ

之須宮幣之社人依是雖為今度傳奏經奏聞給右及
陣宣下之以風記被下勅宣是右先例也刻限神主支官氏
人出自東山龍屋東向手新宮神前其行列先榊神人二人次
神人二人雨松明二行次神主一行支官二行各皆持笠持相從
之次氏人一列次神人六松明二行自余社司氏人相列群僕
右從也先是今年許南宮氏人奉飾御内陣奥納神
宝之幸櫃右神路左右幔幕右氏人招引孫今鋪延道等也
神人明庭燎奉奥東陰之[庭]神主支官氏人著幕内之屋
詐敷之小東方北上西面氏人安次祝代同御戸新殿同殿御戸
右後之西方東上北面着座也
神路并殿新殿内外陣[一]之[二]如[三]儀[四]但神主老以幣殿内陣着座麻被
[一]秩[二]之[三]玉[四]内陣退去後事也
次納御神宝[一]太刀[二]弥宜持之[三]鉾[四]納之[五]弥宜持之[六]次神主著束帯笏
[一]執[二]之[三]内陣[四]祝詞[五]如[六]例[七]氏徳記[一]御幣[二]捧[三]也南度[四]軍[五]陵[六]在宜[七]約之上見[八]タリ
次消灯次孫宜奉迁御之[一]明庭燎御灯[二]搭[三]御幔幕
季村方支人勤之次孫宜從四位上氏徳祝正五位下
右之時波奉[一]官幣[二]之例也今度[三]事[四]而宣下[五]由
新宮之[一]沢田社正迁宮之事[二]有之[三]子細[四]歟
此次沢田社正迁宮支官孫宜正五位下兼益祝正五下保
家方支人勤仕也孫宜相兼傳授之故列
肝煎之[一]依法式後如若宮[二]社[三]事[四]於慶度
神供直会[一]也
太田奈良氏神三社迁宮之事
木九日辛酉天陰微雨下及晩雨晴今夜成斑太田社正迁

宮也風俗之宮号如新宮也祢宜従四位下季周祝従五位
上清雄為当人勅任依為新宮俊史
次本殿従祢宜従四位下氏持勅任
次氏神為官祢宜従五上朝頼祝正五位下依有勤之他佳
如旧儀也予自今夏為由社敷鋪内陣飾之儀悉至今夜八社未社也迂宮之儀悉準
而為例子傳所奏之至今夜八社未社悉迂宮一准之
右官符之千秋万歳之末之
昨日壬戌天陰時々雨丈下今度自一社中為造営沙汰
使老宣事於案議所先令辞退之由申入仍為再三社雑掌之依
来之例必不及奏請之条勿論歟
病気之心固辞難黙止之趣申入於慈恩寺次座平祢宜
若等於今度之者奉祢谷者奉下之号一万二千疋許海欲
発遣之人以書付可申入之由相
談之直進之等従之為其官銭
翌日可奉之旨申之帰座也明朝
朝日可奉之旨申之帰座也明朝朔日従者閑之宣
前者之也今日次由祢宜祝之
参勤之祝儀百疋之送之雖辞退犯之宣
其後来儀也内證無障意処奉
辞之祝儀被申之目出納之
十月
一日癸亥天陰時々雨下風吹為晴子於辞儀不有閑之事依
奉行之事之為例一門奉町内沙汰事惟之名誉
二親等申招之警固子神酒之

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

二日甲子天晴有衆評也迫宮令奉
行林庄双諦奉行林庄可奉
(一日)申分小雨ゝ語小口上書来四日
為造修御禮三人下向之事
と書て給ゝ由也將又江戸ゟ
発足ゝ令帰洛ゝ其後
為神領領弘和下向之事
勅使氏人従四位下保孝三人
勅神領事奉修理進
後修理之小祠ゟ乱後ゝ日近ゝ
川来春必て発下候ゝ社中
雖用雖大儀神領一ヶ所於
出叶ゟ者ゝ新勅額入湯ゝ
歳余経雪使老年ゝ宮ゝ
年ゟ漏急自社中ゟ修理
冬中ゟ春方ゝ入ゝ候ゝ
府内騒ゝ者ゝ
(カノ)
ゟ
ゟ
ゟ

二日 出立ニて若保と云ふ所ニ先例の如く御祭礼相勤ル
次第ハ例年之通ニ付略ス
御旅館入 社司 祝 氏子惣代 九條殿如ニて祓ひ
栄 冬拾石 樽肴立目録ニて祓如常
三日 以上
今晩放下野守 (民寅三男) 尉大夫英氏来臨ニ而咸掌上方ニ息
女指南百人一首和歌講釈相済ニて御祭事ニ付
用繁ニ而安井息道ハ別ニ講釈ニ而ハ無之ニ付
四日 丙寅天晴ニて昨日ニ而諸事ニ便ニて書状認ル
(岩本左兵衛亭)
ニ日 丁卯天晴 家子園名元重物
許有 祝儀ニ而 御旅館ニ於 目代季尉
六日 戊辰天陰雨ニ而 江戸表ニ而ハ書状御差
七日 己巳陰 今日 許 説有 系譜ニ而 明日 江戸発足 荷物
ニ而 乗船 及 相発ニ 将ニ 竹林庵 来ル 昨日 御祭礼 使発ニ付 之幸
車ニ而 社家 一統 ニ而 右 ニ而 江戸 荷 発足 ニ付 役者
(江戸御礼使発ニ付幸)
ニ而 ハ 不 残 召連ニ 而 ハ 無之 ニ付 留守 ニ 而 ハ 不 残 ニ 而 ハ
八日 庚午天晴 今日 東福寺 ニ而 右 京極 中納言 様 ニ而
理運 ニ而 許 祭 ニ 付 早速 ニ 而 御 礼 ニ 而 御 旅館 ニ 而
(竹林庵子右馬助許諭 御改判之事)
九日 辛未 天晴 今日 竹林庵 子 右馬助 許諭 ニ 付 御 改判 之 事
出ル 両社 奉行 ニ 而 今日 ニ 而 ハ 不 残 ニ 而 ハ 無之 ニ 付 其 ニ 而 ハ 批判 ニ 而 ハ
馬助 家 ニ 而 ハ 従 ニ 而 ハ 寺社 家 ニ 而 ハ 子 ニ 而 ハ 両 ニ 而 ハ 従 ニ 而 ハ 武
家 ニ 而 ハ 奉行 ニ 而 ハ 付 ニ 而 ハ 神 ニ 而 ハ 彼 ニ 而 ハ 計 ニ 而 ハ 一 札 ニ 而 ハ 判
神 ニ 而 ハ 尊 ニ 而 ハ 久 ニ 而 ハ 下 ニ 而 ハ 快 ニ 而 ハ 其 ニ 而 ハ 江 ニ 而 ハ 件

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

寺領要得狼保領ヵ彼坊ヵ方ヵ如ヵ方ヵ寺用
ヵ寺ヵ一孔有ヵ二ヵ又戌(彼欤)坊ヵ不寺ヵ時混者坊妙観
於連判有ヵ上右昔ヵ混文於坊ヵ方妙三ヵ妙ヵ謹文ヵの左
ヵ混添於有ヵ者ヵ代ヵ住持ヵ混文并彼者坊
妙房ヵの住持ヵ妙自ヵを寺ヵ如ヵ是有ヵ右指ヵ文
住ヵ此混文雖ヵ昔ヵ連判違ヵ
妙有ヵ計ヵ詮其者坊妙有ヵ
と仰疑有ヵ我其者坊妙ヵ住持ヵ事ヵ仰ヵ
人許右ヵ如其ヵ住持ヵ妙亦従右ヵ申ヵ右ヵ者坊
妙ヵ時ヵ者坊ヵ住持ヵ
沈ヵ条歴然ヵ
寺ヵ評沈ヵ右ヵ

寄進放ヵ右ヵ住房ヵ退出ヵ誠ヵ建地ヵ寺仏ヵ造ヵ
滅罪ヵ為ヵ幸寺ヵ計ヵ神社恩ヵ報ヵ
ヵ右ヵ如ヵ
十月廿日申天晴一昨日ヵ堪忍寺ヵ
組共家ヵ知行ヵ有検地ヵ
由ヵ依ヵ百姓ヵ意給ヵ於許容ヵ従此方試
ヵ有検地ヵ於ヵ九条ヵ家門ヵ
得ヵ家門ヵ内ヵ時代官方ヵ人田地別ヵ
ヵ事ヵ
迂ヵ車ヵ有ヵ
依ヵ相違ヵ住ヵ内ヵ事ヵ
等勤不堪ヵ雖ヵ訴ヵ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

条ヲ以テ門内ヲ粛清シ上下ヲシテ安ンジ楽シマシムルヲ務ムヘシ
百人一首講義之事
又ハ百人一首ヲ講シ或ハ御手ノ歌ヲ作シ人ヲシテ之ヲ学ハシムルヲ以テ学業ノ勧メトナスヘシ
英氏
従四位李周故下野三男国士指南雑務ヲ心ヘシ而シテ百人一首講義ヲ行ヒ
而シテ条道遠院ヲシテ之ヲ清浄寺梅迫殿ニ行ハシム雖然年久シク加之忘却ノ甚キヲ覚悟セサルヲ以テ
覚束ナクモ之ヲ講聞シ又ハ之ヲ読揚シ内文室朝康アサヤスト覚ユルヲ以テ柱中納言朝忠ヲアサタノ矢ヲ
覚束シ誰信ヲ学サラシムル事加
吟味ヲ入ルヘシ
毎歌ヲ各撰シ外ヲ皆ホウレト読ヲ
毎歌ヲホツレト覚ユル時流天皇ヲナタウト読覚ユルノ
ヲ内百数ハモレキトスヘシ
読ノ声ヲ禁中ヲ百数ト云
八百官ヲ庄数ト故ヲ以テ然ヲ
中満覚ユル哥吟声ヲ温和ヲツキユウニノヒ〳〵ト五句
上句下句ヲ引合ヲ切ル不切ハ。中院
某内府ヨリ声ヲ引テ読終
詑ル
十一日 癸酉天晴精進勅答奉幣使従五位下奥俊ヲ安神道
行幸三科護摩相傳勅行
利頭
路豊後典外一人許ヲ灌頂事ニ有発起ヲ重テ
雖為精気行中有其沙汰ヲ於事許可ヲ一ノ違本儀ヲ
ヲ以テ之ヲ停止自今已下ヲ
右神宝入札之事
十二日 甲戌天晴ヲ評議ヲ参 右神宝入札有ヒ本弥祥社司
ホ一人機子ホヒヲ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

十三日 乙亥 天陰雨下午晴 今日 神祇官 伯 舞楽 相儲
親王 令 參應 給 幾久 用 也 祝 入 リ
十四日 丙子 天陰雨暮下
十五日 丁丑 雨下雪裏 近衛 京都 人来 予 瑞龍寺 奄 也 知行
那 ノ 事 ニ 付 テ 来 ル 二百六 年 回 ニ 付 テ 法事 ヲ 修 シ
度 ト 云 フ 事 ニ テ 来 ル 申 ノ 事 ニ 付 テ 清書 ヲ 頼 ミ
越 ス 人 ニ 付 テ 返書 ヲ 遣 ス 清書 ハ 一人 ニ 遣 ス
議 那 ニ 村雲 ヨリ 来 ル 手 紙 ニ 付 テ 返書 ヲ 遣 ス
松 ノ 事 ニ 付 テ 朝山 氏 那 宗信 ヨリ 来 ル 手 紙 ニ 付 テ 返書 ヲ 遣 ス
十六日 戊寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
霜月 朔日 癸巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
師走 朔日 癸亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
睦月 朔日 癸巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
如月 朔日 癸亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
弥生 朔日 癸巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
卯月 朔日 癸亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
皐月 朔日 癸巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
水無月 朔日 癸亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
文月 朔日 癸巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
葉月 朔日 癸亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
長月 朔日 癸巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
五日 丁酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
六日 戊戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
七日 己亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
八日 庚子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
九日 辛丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十日 壬寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十一日 癸卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十二日 甲辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十三日 乙巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十四日 丙午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十五日 丁未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十六日 戊申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十七日 己酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十八日 庚戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
十九日 辛亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿日 壬子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿一日 癸丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿二日 甲寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿三日 乙卯 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿四日 丙辰 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿五日 丁巳 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿六日 戊午 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿七日 己未 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿八日 庚申 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
廿九日 辛酉 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
晦日 壬戌 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
神無月 朔日 癸亥 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
二日 甲子 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
三日 乙丑 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ 閉 ル
四日 丙寅 天晴 今日 ハ 神事 ニ 付 テ 社 ヲ

容刀々彦造営中往役勤仕之事是迄日数之
更雑色芦労名体等加之百余人之事ニ候間
車ニふ頼之生芦労ニて候ハゝ心底ニ自身不
ニて私ニ候ハゝ再々今度
亭今朝ニ候ハゝ校三百文ニ而
万歳之
今朝京都便宜書状ニ異国
ニ浮世行路只仮之石
葉随風庭前ニ落葉旦
之事ニ

入之日数おくれ候ハゝ定而おき風よ
ちらゝる枝の紅葉よ風乃
羽又古家門ものと
をゑゝ其返ニ
まいて
十六日戊寅天晴七日
保照
保ゆ嫡半介孝文保庸神道一流許可事
令勤行ニ候ハゝ面授之旦
北京ニ名申請訴退
十七日乙卯天晴今朝

右寛寶七年自正月至十月之日記者季通
縣主之所記也余適閱其自筆之本遂請
之家而頓終臨寫之功慈歳當社造修遷
宮之事且吾門古傳之口實以下詳書記
之其為事親功如得面授神妙〻可秘
可重矣惜哉十月十七日以後依所労不記之
恨餘薀之不觀于斯而已

寶永三年秋七月　　従五位上行加賀守賀茂縣主清茂

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

右此貳巻者父經千自筆之写有之予臨寫之
置者也必ニ子孫外不可許他見矣

于時
安政四巳年五月

正四位下賀茂經久

国立国会図書館　　タイトル『覚茂社記録．第52冊』請求記号 832-305

ガラス使用

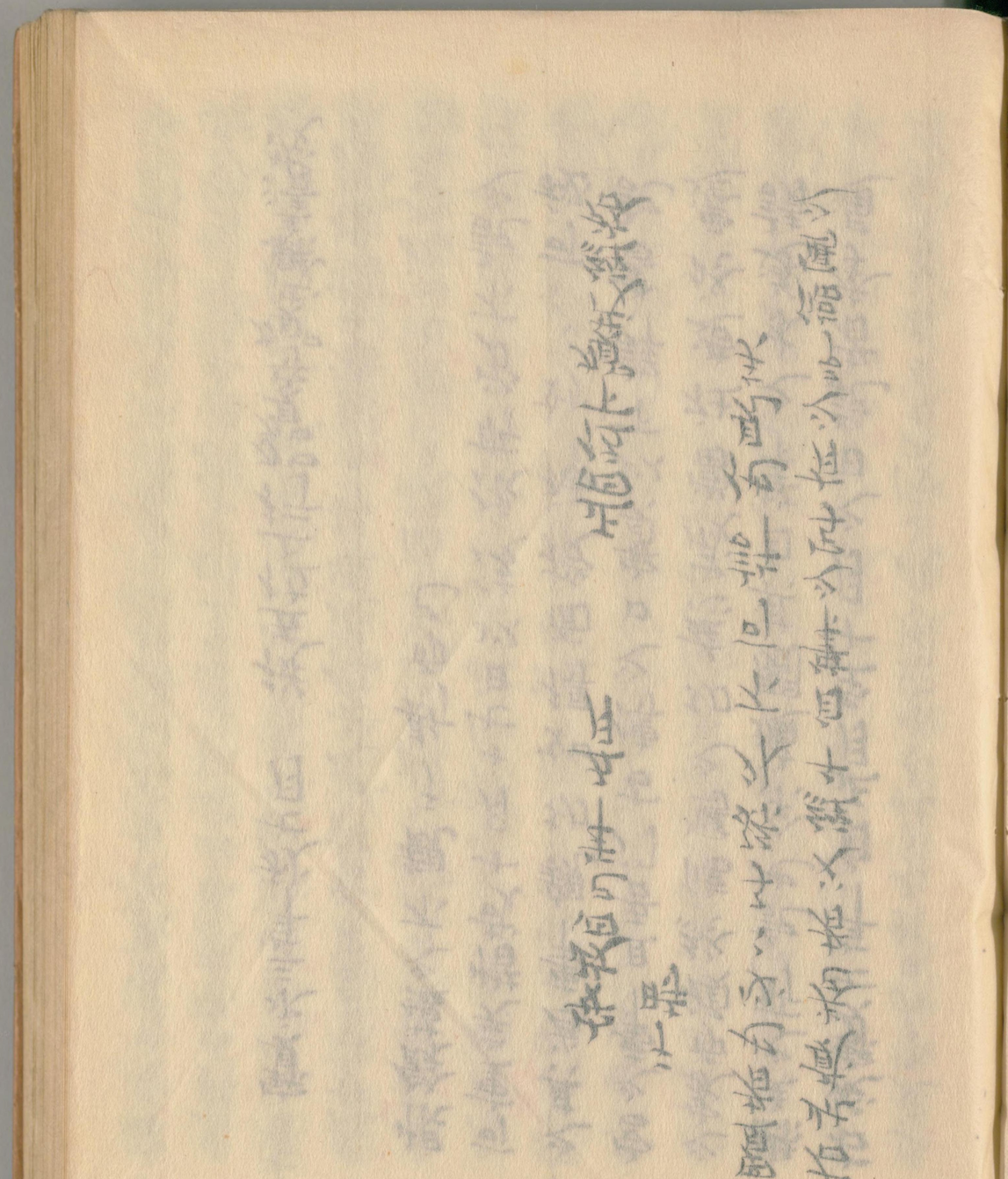

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第52冊』 請求記号 832-305

ガラス使用